厚生委員会報告資料

令和７年７月４日

報告事項件名　　頁

１　令和６年度包括的相談支援事業（まるごと相談）の実績について・・・・・・・２
２　令和６年度ひきこもり支援の実績について・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　令和７年度高齢者施設・障がい者（児）施設等に対する物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業の実施等について・・・・・・・・・・１０
４　「（仮称）足立区認知症施策推進条例」のパブリックコメントの実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
５　足立区地域包括支援センター事業業務委託プロポーザルの実施について・・・１６
６　令和６年度介護人材確保・定着関連事業の実績について・・・・・・・・・・１７
７　介護保険料に係る延滞金及び還付加算金事務の実施について・・・・・・・・１９
８　【元気応援ポイント事業】令和７年度ボランティア活動の見直しについて・・２１
９　令和６年度生活保護法施行事務指導検査における勧告事項について・・・・・２３

（福　祉　部）

厚　生　委　員　会　報　告　資　料

令和７年７月４日

件　　名	**令和６年度包括的相談支援事業（まるごと相談）の実績について**
所管部課名	福祉部 福祉まるごと相談課
内　　容	令和６年度から、重層的支援体制整備事業として開始した包括的相談支援事業の実績について、以下のとおり報告する。

１　包括的相談支援事業の役割

（１）相談者の属性や世代・内容を問わず、包括的に受けとめる。
（２）支援機関のネットワークで対応する。
（３）複合・複雑化した困りごとを適切に多機関協働事業につなぐ。

２　包括的相談支援を支える事業

	事業	内容
①	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	積極的なアウトリーチ（訪問）による相談支援、相談者との信頼関係構築
②	多機関協働事業	支援会議、重層的支援会議を実施し、支援に関わる機関の役割分担を旗振り **【詳細は別紙「支援会議、重層的支援会議について」参照】**

３　令和６年度の延べ相談件数

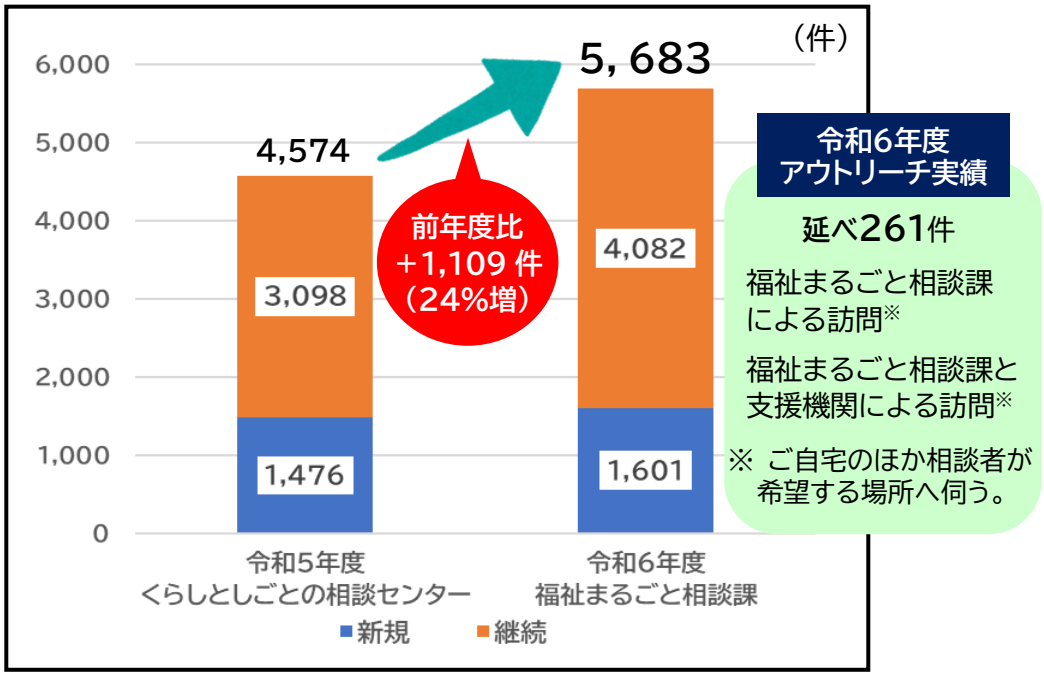

4　令和６年度の“まるごと相談”から見えた傾向

（１）複数の困りごとを抱える相談が増えている。

（２）相談内容別延べ件数：令和５年度との比較で 1.35 倍（35%増）

（３）各支援機関からの相談（支援依頼や同席依頼等）が想定より多い。

（４）特に“生活困窮”と“家族・人間関係”が絡んだ複合的な相談が多く見受けられた。

【令和５年度】

（平均: 1 相談あたり 1.98 件）

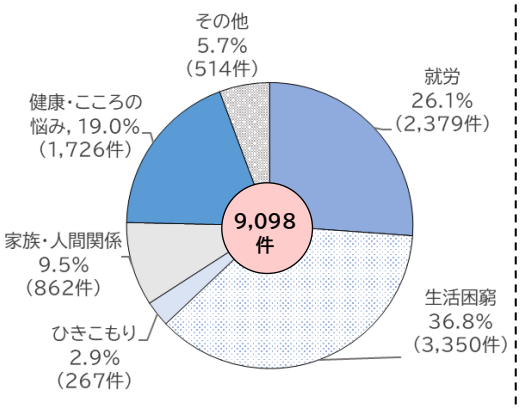

【令和６年度】

（平均: 1 相談あたり 2.15 件）

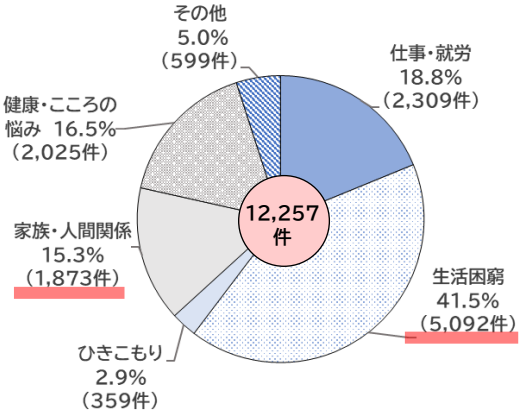

■家族・人間関係での相談例
家族間での支援はできないと言われてしまった、家族と音信不通・絶縁状態
親やきょうだいからの暴言・関係悪化により家族と離れて暮らしたい　等

5　“まるごと相談”から見えた成果と課題

成果	①　“まるごと相談”という分かりやすいフレーズとともに周知が進んだことで、相談延べ件数は令和５年度比で大きく増加した。 ② 区民からの直接的な相談だけでなく、各支援機関からの相談・つなぎが多くあった（複合的な課題は他の支援・相談機関も悩んでいる）。
課題	① 福祉まるごと相談課が、困りごとに対しどう関わるか、どこまで伴走するかの見極め ② 潜在的な困りごとや表面化していない課題にも気づいていく視点

6　課題解決に向けた今後の方針

（１）“まるごと相談”を通じて、福祉まるごと相談課が関わる事例を積み上げることで、更なるスキルアップ・ノウハウを蓄積していく。

（２）複雑化している家族の状況を捉え、多面的な視点で課題を解きほぐし、多機関による支援・対応に繋げていくため、庁内各部の研修や地域での講演など、重層的支援体制の意識を醸成していく。

別紙

支援会議、重層的支援会議について

1 支援会議、重層的支援会議とは

（1）複合・複雑化した課題や支援につながらない個別ケースの検討会議

（2）各分野が有する専門性やノウハウを活かしながら、チームでの支援につなげる。

2 会議概要

会議	委員構成	役割	R６実績
支援会議	６部１５課＋社会福祉協議会の主に係長級職員	多角的な視点で課題を解きほぐし、支援方針を検討（本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能）	１２回開催（毎月開催）
重層的支援会議	６部１５課＋社会福祉協議会の管理職	本人同意を得たケースの支援プランの適切さ、支援の終結等の経過・成果を評価	２回開催（12 月、3 月）

3 令和6年度支援会議での検討件数：24ケース

（1）組織・分野を横断しながら検討を重ね、支援策を見出した。

（2）支援策を見出してきた経過を“個別事例集”としてまとめ、全庁に展開した。

4 ケース概要：24ケースから抜粋

ケース	概要
1	8050 世帯で親が逝去し、子が一人きりになった世帯への支援
2	要介護の両親と次男が末期がんで三男が精神疾患の４人世帯への支援
3	生活困窮かつ精神疾患の父と不登校の子がいる父子世帯への支援
4	生活保護から分離中の子（大学生）への支援
5	不登校かつ生活実態が不透明な母子３人世帯への支援
6	家賃滞納で退去になりそうなひとり親世帯への支援

5 支援会議での検討例【上記ケース3】

≪支援機関≫

子らの教育機関（小学校、中学校、高校）、ＳＳＷ、ＹＳＷ、教育委員会（教育相談課、こども家庭相談課）、保健センター、福祉まるごと相談課、福祉課

≪支援の経過≫

各機関からの情報を福祉まるごと相談課に集めて、家族全体の状況を把握しながら、生活の安定を図るとともに、子らへのアプローチを続けた。

厚　生　委　員　会　報　告　資　料

令和７年７月４日

件　　名	**令和６年度ひきこもり支援の実績について**
所管部課名	福祉部 福祉まるごと相談課
内　　容	令和６年度に実施した“セーフティネットあだち”での、ひきこもりに関する相談・居場所支援を軸とした主な事業の実績について、以下のとおり報告する。

１　“セーフティネットあだち”とは（委託先：株式会社キズキ）

（１）区設置のひきこもりに関する専門相談窓口

（２）世代を問わない全世代型のひきこもり本人や、その家族等に対する相談及び個々の状況等に応じた支援を実施

２　“セーフティネットあだち”による相談支援

（１）令和６年度延べ相談件数

延べ相談件数 480 件のうち、新規相談は 136 件、継続相談は 344 件であった。

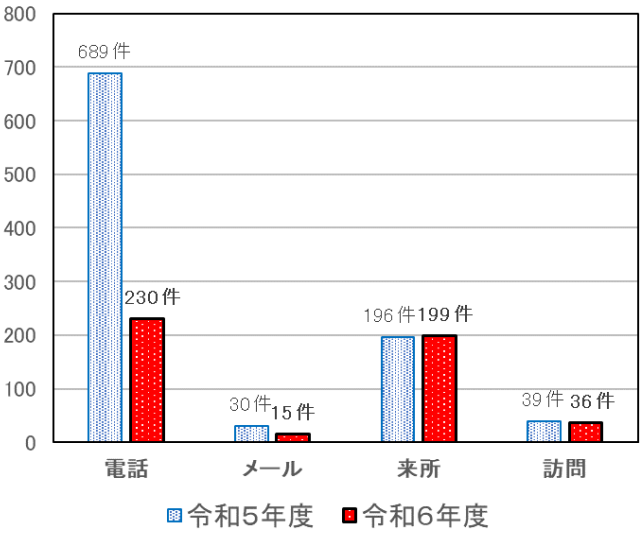

令和5年度:954件

令和6年度:480件※

※令和6年度から集計方法変更
令和5年度は、委託事業者から相談者への架電数も相談件数に計上していた。

（２）延べ相談内訳から見えた傾向

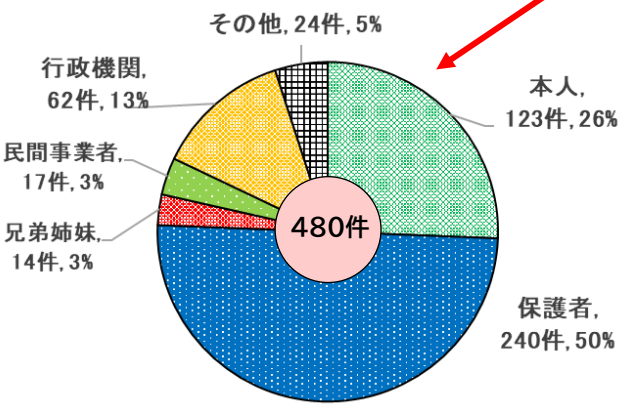

① 本人からの相談 123 件のうち、87 件が男性（70%）、35 件が女性（29%）、1 件がその他（1%）である。

② 保護者からの相談 240 件のうち、母親が 152 人（63%）、父親が 88 人（37%）である。

③ 身元など詳細を語らないご相談も一定数あり（その他）

（３）ひきこもり本人ベースの相談実人数内訳から見えた傾向

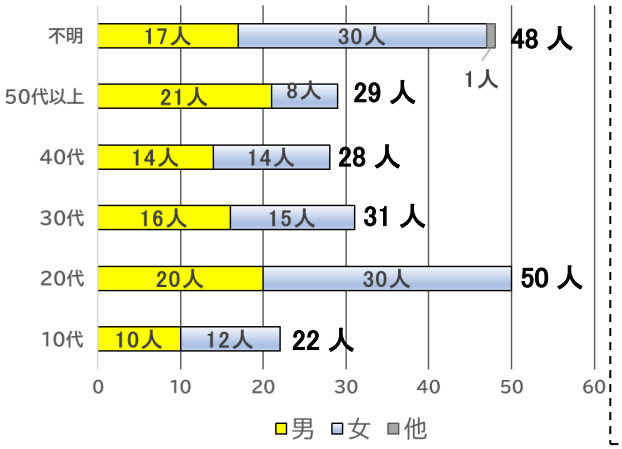

【実相談人数：209 人】

① 女性が 109 人（52%）、男性が 98 人（47%）で、女性の割合が多かった。

② 女性の場合は家族等が相談でつながる場合が多い。

③ 男女の相談とも、30 代以下の割合の方が 40 代以上の割合よりも多い（居場所利用も同様の傾向）。

３　“セーフティネットあだち”による居場所支援

（１）居場所支援とは

ひきこもりご本人が自宅以外で安心して、自分のペースで、自身のニーズに合わせて自由に過ごせる場所を提供

（２）居場所支援から見えた傾向

① 包括的相談（まるごと相談）から“セーフティネットあだち”につながるケースの増や、定期的な居場所イベントの実施により、居場所登録者及び利用者数の増につながった。

② 居場所利用の７割以上が 20 代、30 代であった。

③ 居場所利用の７割が男性であった。

④ 新規利用登録者のうち、約８割が 20 代、30 代であった。

⑤ １日あたりの居場所利用平均人数は、約 2.2 人であった。

≪居場所登録者数≫

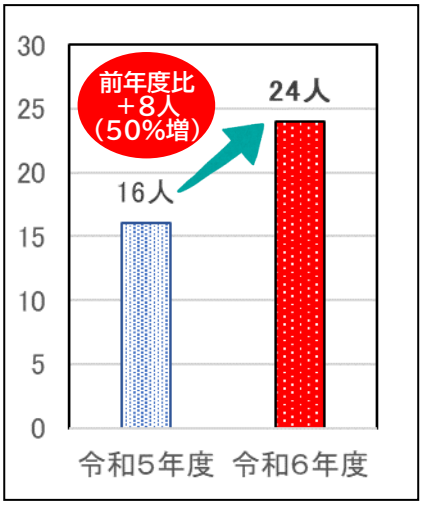

≪居場所延べ利用者数≫

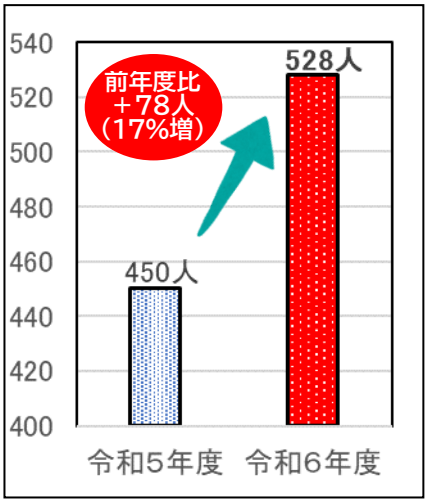

４　相談支援・居場所支援で見えた成果と課題

成果	① セーフティネットあだちは、事業者変更により暫定の支援場所での実施となったが、部屋を最大限に活用しながら相談・居場所支援ともに実施することができた。 ② 居場所支援は、暫定的な支援場所での制限があるなかで、個別の実情に丁寧に寄り添ったことで、継続的な利用が増え、延べ利用者数の増につながっている。
課題	① ひきこもり状態の方の区の推計（約6,400人）からすると、依然として多くの本人、家族等が相談につながっていない。 ② なかでも相談支援、居場所利用が比較的少ない10代、40代以上の世代とも、つながっていく必要がある。 ③ ひきこもり本人への支援を急がず、まずは家族等と信頼関係を築き、世帯全体を捉えた支援が必要である。

５　課題解決に向けた今後の方針

（１）作成したリーフレットを活用しながら、ひきこもりへの偏見をなくし、足立区全域に理解の輪を広げるとともに、本人や家族にも「ひきこもりは誰でも相談できる」ことを、丁寧に訴えかけていく。

（２）リニューアルした“セーフティネットあだち”において、若い世代が参加しやすい新たな「メタバース※を活用した居場所」開始のほか、40 代以上の参加につながる居場所支援メニューを工夫していく。

※　インターネットを活用した仮想空間

（３）家庭環境が穏やかで安定し、安心な場所であることが、ひきこもり本人の生きる意欲につながることから、家族支援・世帯支援の重要性を日々意識しながら相談を受けとめ、今後の家族支援施策に活かしていく。

６　（参考）その他の令和６年度事業実績

（１）支援協議会にて支援のあり方を検討→**【別紙１参照】**

支援メニューの具体的な検討を機動的に進めていくため、新たに“支援検討部会”を設置したほか、区の基本的な考え方や事業展開について意見交換を行った。

（２）理解の輪を広げるための普及啓発・情報発信→**【別紙１参照】**

ひきこもりに対する偏見や固定観念をなくし、足立区全域で理解の輪を広げていくため普及啓発に取り組んだ。

（３）セーフティネットあだちの移転・リニューアル準備→**【別紙２参照】**

暫定支援場所からの移転に伴い、内装を含めた全面リニューアルの準備を進めた（令和７年４月１日リニューアルオープン）。

別紙1

■足立区ひきこもり支援協議会

会議	委員構成	開催回数	主な検討内容
協議会 （R5.12 設立）	**【２１名】** 学識 2 関係機関 10 足立区 9	３回	・ 部会設置及び部会員選出 ・ 区の基本的な考え方の確定 ・ 現行の支援メニューを見える化して可能性、能否を議論
支援検討部会 （R6.7 設立）	**【１１名】** 関係機関 7 足立区 4	４回	・ 居場所利用のコンセプト議論 ・ 支援セミナーの詳細検討 ・ リーフレットの内容校正 ・ 令和７年度事業の意見交換

■理解の輪を広げるための普及啓発・情報発信

事業	実施時期	内容
あだち広報での特集記事掲載	R6.11.10	・足立ひきこもり家族会と足立区長の特別対談（ご家族の思い、考えを知る） ・ひきこもりに関する相談先ご案内
ひきこもり支援セミナー（区主催）	R7.2.9	・ひきこもり経験者による特別講演 ・ゲストスピーカー５名によるトークセッション ・参加者：８７名（前年度比 1.5 倍）
リーフレット作成	R7.3	・ひきこもりご本人やご家族が安心して相談につながっていただくことを主たる目的として新たに作成

以下の５つの視点で掲載

①ご案内：セーフティネットあだち等

②知る：ひきこもりに至る本人の心情

③お互いに元気で安心であることの大切さ

④回復へのプロセス：過程の見える化

⑤家族の声：足立ひきこもり家族会×足立区長 特別対談

別紙2

■セーフティネットあだちの移転・リニューアル

移転場所	本庁舎別館　１階会議室 → 学びピア２１　７階会議室
相談しやすい環境整備	部屋全体を木目調の落ち着いた雰囲気で統一
居場所スペースの確保	複数の面談室と、居場所スペースも広く確保することでご本人にあった過ごし方を選択可能
分かりやすい支援場所	公共施設での運営により、今後事業者が変わった際にも安定的に運用し相談者の混乱・負担を軽減

（↑リニューアルしたセーフティネットあだちの雰囲気）

【参考：移転・リニューアル後の変化】

① 相談と居場所支援を同時に展開でき、よりニーズに合わせた寄り添いが可能
② 誰でも自由に体験や見学ができる「フリースペースの日」を月２回設定
③ 一新した雰囲気から、居場所の利用ペースが増えたご利用者もあり

厚　生　委　員　会　報　告　資　料

令和７年７月４日

件　　名	**令和７年度高齢者施設・障がい者（児）施設等に対する物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業の実施等について**
所管部課名	福祉部　障がい福祉課、高齢者施策推進室　介護保険課 衛生部　足立保健所　中央本町地域・保健総合支援課
内　　容	介護保険サービス事業所･障がい福祉サービス等事業所を対象とする物価高騰支援を目的とした特別給付金支援事業の令和７年度事業内容及び令和６年度実績について、以下のとおり報告する。

１　令和７年度事業内容

（１）東京都が令和７年度上半期分の物価高騰支援を実施していることから、区事業では都の支援と同様に、事業所の物価高騰負担の１／２を支援することで、事業所負担の全体を補うことを想定する。

（２）直近６か月（令和６年９月から令和７年２月）の物価上昇率を踏まえたうえで令和７年度上半期分を実施する。

（３）事業所の定員区分や提供するサービスの種類に応じて１事業所につき、上半期分として支給額５８千円から７１４千円を支給する。

（４）訪問看護等の介護サービスを行う医療機関等（約１，０００施設）に対しては、東京都が令和７年度も医療機関等物価高騰緊急対策支援（光熱費、食料費）及び介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援（ガソリン代）を実施しているため、支援の対象としない。

２　事業規模

（１）対象事業所

約１，４００事業所（介護：約1，０００事業所・障がい：約４００事業所）

（２）総支給額

１８５，２９１千円（介護：１３９，８４９千円・障がい：４５，４４２千円）

単位：千円

定員区分	入所サービス					通所サービス				
	事業所数 A	支給額 基本給付 B	支給額 加算給付 C	支給額 給付合計 D (B+C)	支給額 総支給額 E (A×D)	事業所数 A	支給額 基本給付 B	支給額 加算給付 C	支給額 給付合計 D (B+C)	支給額 総支給額 E (A×D)
1-10人	159	44	75	119	18,921	165	44	14	58	9,570
11-20人	29	88	150	238	6,902	192	88	28	116	22,272
21-30人	5	132	225	357	1,785	80	132	42	174	13,920
31-60人	26	176	300	476	12,376	88	176	56	232	20,416
61-100人	33	220	375	595	19,635	11	220	70	290	3,190
101人以上	25	264	450	714	17,850	1	264	84	348	348

単位：千円

定員区分	訪問・その他サービス				
	事業所数 A	支給額			
		基本給付 B	加算給付 C	給付合計 D (B+C)	総支給額 E (A×D)
定員なし	657	44	14	58	38,106

3　令和５・６年度実績

（１）介護サービス事業者分支給実績

	令和５年度 上半期	令和５年度 下半期	令和６年度
事業者利用率（※）	81.4%	83.1%	84.7%
予算現額	231,830 千円	155,525 千円	238,404 千円
執行額	212,200 千円	143,710 千円	219,663 千円
執行率	91.5%	92.4%	92.1%

※　事業者利用率＝利用事業所数÷対象事業所数×１００

（２）障がい福祉サービス等事業者分支給実績

	令和５年度 上半期	令和５年度 下半期	令和６年度
事業者利用率（※）	96.4%	97.0%	96.0%
予算現額	72,380 千円	48,990 千円	75,714 千円
執行額	69,030 千円	48,050 千円	72,501 千円
執行率	95.4%	98.1%	95.8%

※　事業者利用率＝利用事業所数÷対象事業所数×１００

4　今後の方針

下半期分の支援については、今後、様々な状況を踏まえたうえで検討する。

厚　生　委　員　会　報　告　資　料

令和７年７月４日

件　　名	**「（仮称）足立区認知症施策推進条例」のパブリックコメントの実施について**
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内　　容	認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた区民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、地域共生社会の実現を推進することを目的に、現在条例制定を検討している。制定にあたり、区民等から広く意見を聴取するため、次のとおりパブリックコメントを実施する。 **１　条例制定の背景** 国は、平成２７年に「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）、令和元年に「認知症施策推進大綱」を策定し、さらに、令和６年１月１日に「認知症基本法」を施行した。この間、全国の自治体では独自に条例を制定して地域の実情に合わせて認知症施策を推進してきた。 足立区においても地域共生社会を目指し、総合的かつ計画的に認知症施策を推進するため条例を制定する。 **２　条例制定の基本的な考え方** 「認知症基本法」で示された基本理念や基本的施策を踏まえた上で、足立区基本計画のテーマである「やりたいことが叶うまち」に基づき、認知症の人が自らの意思によって「やりたいこと」が実現できるよう伴走して支援していく。 **３　条例案の概要** 別紙「（仮称）足立区認知症施策推進条例の概要案」参照 ※　パブリックコメントの際には条例案を公表予定 **４　パブリックコメント実施期間** 令和７年９月１日（月）～令和７年９月３０日（火） **５　周知方法及び閲覧場所** （１）周知方法 あだち広報（８月２５日号）、区ＨＰ、ＳＮＳによる周知 （２）閲覧場所 高齢者地域包括ケア推進課、区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課で資料を閲覧、配布

６　スケジュール（予定）

令和７年　９月　１日(月) ～９月３０日(火)	パブリックコメント実施
令和７年１２月	厚生委員会で実施結果報告
令和８年　２月	令和８年第１回定例会へ議案提出

７　今後の方針

（１）条例案作成にあたり、６月より認知症本人や家族、区内関係機関に対してヒアリングを実施し、意見を反映させる。

（２）パブリックコメント実施については、より広く意見を募集するためにホームページ・ＳＮＳを通じて周知を行う。

別紙

（仮称）足立区認知症施策推進条例の概要案

認知症に関する施策に関し、基本理念を定め、区の責任を明らかにし、基本的施策を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた区民一人一人の個性と能力を十分に発揮するとともに相互に尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。

１　基本理念

（１）すべての認知症の人が**自らの意思によって「やりたいこと」が実現できる。**

（２）区民が**認知症に関する正しい知識**をもち、**認知症についての理解**を深めることで、**認知症の人の「やってみたい」を後押しする。**

（３）全ての認知症の人が日常生活又は社会生活を営む上で**障壁となるものを除去**することにより地域で安全かつ安心して日常生活を営み、活動の機会を確保して、その個性や能力を十分に発揮できる。

（４）認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが切れ目なく提供される。**

（５）**認知症の人の家族に対する支援**も適切に行われることにより認知症の人や家族が地域において安心して日常生活が営むことができる。

（６）**認知症に関する研究等を推進**するとともに、予防、診断、治療、リハビリテーションや社会参加など**社会環境の整備**をすすめる。

（７）**教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他各関連分野**において**総合的な取組**として行われる。

２　各機関の役割

（１）区

基本理念にのっとり、関係機関と連携しながら認知症施策を総合的に推進する。

（２）認知症の人

自らの希望・思い・気づいたことを区や地域に発信する。また、地域の一員として自らの意思に基づき、社会参加を行う。

（３）区民

誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症に関する正しい知識をもち、その理解を深めるよう努める。

（４）事業者

認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い認知症の人の状況に応じて適切な配慮を行うよう努める。

（５）地域組織

認知症に関する理解を深め、認知症の人の生活状況を見守りその他の支援を行うと共に居場所づくりなど認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努める。

（６）関係機関

認知症に関する専門的な知識及び技能を向上させ、並びに認知症の人に適切なサービスが提供されるよう努める。

３　区の基本的施策

（１）認知症の人の社会参加の確保

（２）認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

（３）認知症の人に関する区民の理解の増進

（４）認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

（５）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

（６）相談体制の整備

（７）認知症の予防

（８）関係機関等との連携及び情報共有

（９）災害・感染症等非常時等の対応

厚　生　委　員　会　報　告　資　料

令和７年７月４日

件　　名	**足立区地域包括支援センター事業業務委託プロポーザルの実施について**
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内　　容	足立区地域包括支援センター事業業務委託の公募型プロポーザルの実施について、以下のとおり報告する。

１　業務名

足立区地域包括支援センター事業業務委託
（ホウカツ扇、ホウカツ東和、ホウカツはなはた）

２　業務目的・内容

６５歳からの健康・介護に関する相談窓口として、介護保険法に定める、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する業務の委託。

３　業務委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
※　履行状況が良好な場合に限り、最長５回まで
（令和１４年３月３１日まで）契約を更新することができる。

４　選定委員会委員構成

委員区分	人数	役　職　等
学識経験者	１名	大学教授
区　民	２名	民生・児童委員、町会・自治会
区職員	２名	管理職

５　今後のスケジュール（予定）

（１）令和７年　７月２８日 第１回選定委員会(募集要件等の決定)
（２）令和７年１０月２０日 第２回選定委員会(提案書提出者選定)
（３）令和７年１２月　９日 第３回選定委員会(提案書の特定)

６　その他

（１）業務委託評価の過去３年間の結果に基づき、令和８年度以降もプロポーザル方式で順次３カ所ずつ実施していく。
（２）設置場所も含めて提案を受けるため、受託事業者に変更があればホウカツ住所地も変更となる可能性がある。

厚 生 委 員 会 報 告 資 料

令和７年７月４日

件　　名	**令和６年度介護人材確保・定着関連事業の実績について**
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 医療介護連携課
内　　容	

１　介護職員資格取得等支援事業

区内の介護従事者の人材確保・定着を目的に、介護従事者の資格取得等用の助成を行った。

令和６年度はケアマネの資格取得・更新や、介護の実務で活用できる資格に助成対象を拡大した結果、前年度の件数を大きく上回った。

項目	令和５年度	令和６年度	前年度比
助成人数	178 人	301 人	+123 人
助成事業所数	62 事業所	113 事業所	+51 事業所
助成額	13,402 千円	16,538 千円	+3,136 千円

２　介護・障がいのしごと相談面接会事業（委託事業）

潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業所と結びつけるため、介護・障がいのしごと相談面接会をハローワークとの共催で実施した。

令和６年度は実施回数を１回増やした結果､各項目で前年度を上回った。

	令和５年度			令和６年度				前年度比
	第１回	第２回	合計	第１回	第２回	第３回	合計	
出展事業者数	34 者	34 者	68 者	35 者	19 者	19 者	73 者	+5 者
来場者数	63 人	64 人	127 人	69 人	58 人	84 人	211 人	+84 人
相談・面接数	122 人	99 人	221 人	189 人	114 人	172 人	475 人	+254 人
採用数	8 人	7 人	15 人	9 人	5 人	7 人	21 人	+6 人

３　介護人材雇用創出事業（委託事業）

雇用することを前提とし、紹介予定派遣（※）を活用し事業者と求職者をマッチングして直接雇用につながった。

また、派遣終了後、派遣先の直接雇用につながらなかった者に対し、別施設を紹介あっせんするなどフォローを徹底した結果､雇用数が令和５年度実績を上回った。

※　派遣先が派遣労働者として３か月程度受け入れ後､派遣先と派遣労働者の希望が合えば直接雇用する制度｡派遣期間中の給料は区が負担している。

項目	令和５年度	令和６年度	前年度比
派遣数	32 人	32 人	±0 人
雇用数	17 人	30 人	+13 人

４　若年者向け就労体験・就労支援事業（委託事業）※令和６年度新規事業

１６歳から４０歳の若い世代を対象に、３日から５日間の短期間で介護の仕事を体験する機会を提供し、就職するきっかけを創出した。

【参加者数：１２人　雇用数：３人】

５　今後の方針

（１）介護職員資格取得助成について、令和７年度から対象に地域包括支援センターの職員も加え、より一層担い手の確保を図る。

（２）現在行っている人材確保・定着に向けた事業の改善、また必要な施策を介護サービス事業者連絡協議会との意見交換や、令和７年度に実施する高齢者等実態調査のうち、事業者に対する調査結果をもとに検討していく。

（３）若年層の介護業界への就労希望者が増えるよう、介護事業者からも要望の多い、介護業界のイメージアップに向けた啓発事業等の実施を検討していく。

厚　生　委　員　会　報　告　資　料

令和７年７月４日

件　　名	**介護保険料に係る延滞金及び還付加算金事務の実施について**
所管部課名	福祉部 高齢施策推進室 介護保険課
内　　容	令和６年１２月１１日の厚生委員会で、標準システム移行に伴う業務変更点として報告した、介護保険料の延滞金の徴収及び還付加算金の支払いについて、対応方針を決定したので以下のとおり報告する。

１　延滞金及び還付加算金に係る事務の実施理由

標準システム稼働後、令和８年度分以降の保険料に対し、法令に則った事務処理を行うため。

２　事務を実施する根拠法令

（１）延滞金
　　足立区介護保険条例１８条（地方自治法第２３１条の３の規定に基づく）
（２）還付加算金
　　地方自治法第２３１条の３および地方税法第１７条の４

３　対象となる保険料の年度

保険料の年度	延滞金・還付加算金
令和７年度以前の保険料	対象とならない※
令和８年度以降の保険料	対象となる

※　標準システム移行に伴い、令和８年度分以降の保険料から延滞金・還付加算金の計算が可能となるため。

４　延滞金及び還付加算金の推計（令和５年度の場合）

（１）延滞金　　１３，８０５，３１２円（１３，８０５件程度）
（２）還付加算金　　３５，１７１円　　（３５件程度）

※　各金額は、令和５年度特別区民税の収納額に対する、延滞金及び還付加算金の割合（延滞金 0.11383%、還付加算金 0.00029%）を各保険料収納額に乗じて算出している。
　各件数は、各金額を 1,000 円で除して算出している。

５　２３区の延滞金及び還付加算金の実施状況（令和７年５月末時点）

	実施している	実施していない
延滞金	１０区	１３区
還付加算金	１６区	７区

６　これまで延滞金及び還付加算金を実施しなかった理由

（１）各業務システムは、事務処理に必要な機能（還付加算金対象者抽出、延滞金納付書作成・収納など）が備わっておらず、職員が手計算により処理するには膨大な作業時間を要する。

（２）システム改修経費の費用対効果の面などから、標準システム導入に合わせて令和８年度に事務を開始することを、令和３年６月１１日に区として方針決定した。

（３）令和３年６月１６日に全区議会議員に対し、標準システム導入に合わせて令和８年度に各保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）の延滞金及び還付加算金事務を開始する旨の情報提供をした。

７　足立区監査委員からの指摘事項

令和６年度定期監査において、各保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）で延滞金の徴収及び還付加算金の支払いを実施していないことについて、「実施に向けた検討を早急におこなったうえで適切に対応されたい。」との指摘事項があった。

また、実施にあたっては「区民への十分な事前の周知と、還付加算金については区民にわかりやすい条例・規則等の根拠の整備に努める必要がある」と付言されている。

８　指摘事項の改善策

標準システム稼働後の令和８年度分以降の保険料を対象に、延滞金徴収及び還付加算金支払い事務を開始する。

なお、７年度分以前の還付加算金については、以下のとおり区ホームページでご案内するとともに、請求があった場合は個別に対応する。

【区ホームページ掲載文】

> **お問い合わせ**
>
> 還付加算金は令和８年度分以降の保険料を対象としていますが、令和７年度分以前の保険料について、これから還付を受けられる場合や以前に還付を受けられた場合で、還付加算金についてご相談がありましたらお問い合わせください。

９　今後の方針

（１）事務開始に向け、令和７年１２月までに区民にわかりやすい要綱等を整備する。

（２）あだち広報および区ホームページ、介護だよりにより、区民に周知する。

厚　生　委　員　会　報　告　資　料

令和７年７月４日

件　　名	**【元気応援ポイント事業】令和７年度ボランティア活動の見直しについて**
所管部課	福祉部　高齢者施策推進室　介護保険課
内　　容	コロナ禍が明けた令和５年度に、ボランティア活動の再始動に向けて行った【元気応援ポイント事業】を活用したキャンペーンが好評であった。 また、キャンペーンは令和５年度の１年間限定であったため、ボランティア登録者から再開を望む声がある。 キャンペーンの効果もあり着実にボランティア活動の実績が伸びているため、ボランティア活動の活性化策としてキャンペーンを実施する。

１　元気応援ポイント事業とは

介護サービスを利用していない高齢者がボランティア活動を行った場合に、活動交付金を交付することで、高齢者の地域貢献を奨励・支援し、社会参加活動を通した介護予防を推進する事業。

２　見直し内容

最大 10,000 ポイントから、最大 15,000 ポイントへ拡大する。

	項目	変更前	変更後（令和７年度）
①	**ポイントの付与**	ボランティア活動を行うと、１時間あたり１スタンプ＝100 ポイント＝100 円。	**【復活】新規・継続応援キャンペーン** 新規登録した方、既にボランティア登録している方が、5 スタンプ以上ボランティア活動を行うと、通常ポイントにプラス 1,000 ポイント。 **【復活】100 スタンプ達成ボーナスポイントプレゼントキャンペーン** 100 スタンプ達成者は、新規・継続応援キャンペーンの 1,000 ポイントに加え、さらにプラス 1,000 ポイント。
②	**活動交付金の年度の上限**	100 スタンプ＝上限 10,000 円。	**【新規】限界突破キャンペーン** これまで最大で 10,000 ポイントだったものを、最大 13,000 ポイントに変更。

※　最大ポイント：令和５年度 12,000 ポイント
　　令和６年度 10,000 ポイント

３　実施期間

令和７年８月１日から令和８年７月３１日

令和８年８月１日以降は、最大 15,000 ポイントを継続することで、ボランティアのモチベーションアップと登録者増を図っていく。

４　所要額

令和７年度予算（活動交付金分 10,000 千円）の範囲内で実施する。

≪参考≫交付金実績など

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
登録者数	2,683 名	2,677 名	2,699 名	2,776 名
交付人数	413 名	451 名	571 名	733 名
決算額	1,987,300 円	2,222,100 円	3,248,000 円	5,265,500 円
受入施設数	378 か所	382 か所	378 か所	395 か所

５　今後の方針

（１）【元気応援ポイント事業】のキャンペーンについては、あだち広報やホームページなどで周知を行うとともに、毎年１１月に開催している介護従事者永年勤続褒賞及び元気応援ポイント事業活動褒賞式やあだち区民まつり「Ａ－Ｆｅｓｔａ」などでも周知を行っていく。

（２）キャンペーン実施のため、「元気応援ポイント事業実施要綱」の改正を行う。

厚　生　委　員　会　報　告　資　料

令和７年７月４日

件　　名	**令和６年度生活保護法施行事務指導検査における勧告事項について**
所管部課名	福祉部　足立福祉事務所　生活支援推進課

内　　容

東京都が都内福祉事務所を対象に実施している「生活保護法施行事務指導検査」の令和６年度実施結果について、足立福祉事務所に対する勧告事項があったため、以下のとおり報告する。

１　勧告事項

基準日時点（生活保護法施行事務指導検査の２か月前）において、現業員（面接相談員及び地区担当員）の数が、社会福祉法で定める標準数に対して不足しているため、引き続き所要人員の確保等実施体制の整備に努めること。

【不足数及び基準日】

課	標準数 (a)	定数 (b)	現員数 (c)	不足数 (a-c)	基準日
中部第一福祉課	４５名	４５名	４１名	４名	R6.12.1
中部第二福祉課	４２名	４３名	３９名	３名	R6.8.1
東部福祉課	４０名	４０名	３８名	２名	R6.10.1
西部福祉課	３８名	３９名	３７名	１名	R6.11.1
北部福祉課	４４名	４４名	４３名	１名	R6.7.1
			計	１１名	

２　不足の理由

課	産休・育休	病休	退職	その他※	計
中部第一福祉課	２名	０名	０名	２名	４名
中部第二福祉課	２名	１名	０名	０名	３名
東部福祉課	０名	２名	０名	０名	２名
西部福祉課	１名	０名	０名	０名	１名
北部福祉課	０名	１名	０名	０名	１名

※　体調不良等により担当世帯を受け持たない職員

	３　今後の方針 （１）職員定数は充足しているものの、今後も被保護世帯数の推移を踏まえながら標準数を下回ることがないよう、引き続き政策経営課及び人事課と協議していく。 （２）職員の健康管理に留意し、知識・経験の豊かな業務支援担当職員が欠員の生じている福祉課に入りサポートしていく。 （３）令和７年度から本格的に運用を開始した事務センター（金融機関及び戸籍の一括調査）により職員の負担軽減を図る。